

〔特別管理〕産業廃棄物収集運搬業許可申請について

概要	(特別管理) 産業廃棄物の収集または運搬を業として行おうとする事業者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事または政令で定める市の長の許可を受けなければなりません。					
申請先	久留米市 環境部 廃棄物指導課 (環境部庁舎：久留米市荘島町375番地) TEL 0942-30-9148					
申請部数	申請書2部(正・副)					
手数料	新規許可申請 81,000円 (特別管理収集運搬業 81,000円) 許可更新申請 73,000円 (" 74,000円) 変更許可申請 71,000円 (" 72,000円)					
提出書類		法人・個人 の別	様式など	新規	更新	変更
1	産業廃棄物収集運搬業許可申請書(新規・更新時) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(変更時) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書		省令様式第六号 省令様式第十二号 省令様式第十号 省令様式第十六号	○	○	○
2	事業計画の概要を記載した書類		省令様式第六号の二 (第1~5面)	○	●	△
3	運搬車両及び運搬容器等の写真		省令様式第六号の二 (第6~7面)	○	●	△
4	事業場及び駐車場の平面図及び周辺見取り図		要綱様式第13、14号	○	●	△
5	車庫及び車両等の所有権又は使用権限を証する書類 車両…自動車検査証記録事項 事業場…土地の登記事項証明書 *借用の場合は賃借契約書の写し又は施設使用承諾書		要綱様式第3号	○	●	△
6	産業廃棄物の収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを証する書類		適切な講習会終了証の写し	○	○	○
7	当該事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類		省令様式第六号の二 (第8面)	○	○	○
8	・直前3年の各事業年度毎の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 ・直前3年の法人税額及び納付済額を証する書類	法人	納税証明書(税務署)	○	○	○
9	・資産に関する調書 ・直前3年の所得税額及び納付済額を証する書類	個人	省令様式第六号の二 (第9面) 納税証明書(税務署)	○	○	○
10	定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書 ※ 事業目的欄に産業廃棄物収集運搬(処理)業務が記載されていること。	法人		○	○	○
11	申請者・法定代理人(法人の場合はその役員)・政令使用人の住民票(本籍が記載されているもの。13において同じ。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等	個人		○	○	○
12	欠格条項に該当しない旨の誓約書		省令様式第六号の二 (第10面)	○	○	○
13	法人の役員(相談役や顧問等を含む)・株主又は出資者・政令使用人の住民票並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(これらの者が法人の場合は、法人の登記事項証明書)	法人		○	○	○
14	政令使用人をおく場合は委任状及び職位証明書			○	○	○
15	当該申請に係る既存の許可証の写し(更新・変更時)				●	●

「△」の書類は、変更許可申請に関わらない部分は省略できます。
本市では適正な許可業務を行うため、「●」の書類についても法第18条に基づく報告として提出を求めています。
提出書類中の11又は13については省略することができる場合があります。詳細は窓口にてご相談ください。
本市窓口における許可申請に際しては、必ず事前に予約してください。